



ADR 広報活動の御礼とご報告

平成31年1月～3月の活動報告です。活動の場を与えてくださったみなさまに深く感謝申し上げます。

離婚条件や話し合いの方法に関する情報提供

The brochure is divided into two main sections: '1 離婚届提出前にご確認ください' (Please check before filing for divorce) and '2 話し合いの方法' (Methods of discussion). It includes a checklist of items to consider before filing, such as the child's welfare, financial stability, and the possibility of reconciliation. It also provides detailed information on how to approach discussions, including mediation and the role of the court. Contact information for the ADR Center is provided at the bottom.

当法人では、養育費の支払い率が低い、別々に暮らしているお子さんに会えない、といった社会問題の解決のため、きちんと離婚条件を話し合うことが大切だと考えています。そのため、決めるべき条件や話し合いの方法を記載した啓発書面(左)を作成しています。そして、それらの情報を離婚前のみなさんにお届けするための取り組みとして、区役所をはじめとする行政機関と連携しています。現在、港区、渋谷区、品川区、大田区、台東区など、多くの区役所で、離婚届の配布時に、この啓発書面を離婚届に挟み込むなどして同時に配布していただいています。また、戸籍課や子ども家庭課、男女平等参画センターなどでの窓口掲載も進んでいます。地道な活動ですが、実際に、この書面を手にしてご相談に来られる方もおられ、必要性を実感しています。

文京区でADR研修を実施

平成31年1月17日、文京区役所において、保護課、子ども家庭課、ダイバーシティ課(男女平等参画センターを管轄)の職員のみなさまを対象にADRに関する研修をさせていただきました。実際の手続きの流れや事例をもとに、ご自身が相談窓口で対応していることをイメージしながら、お話を聞いていただきました。研修後のアンケートでは、「家庭裁判所の調停との違いがよく分かった」などのお声をいただきました。一方で、1度の研修では制度全体の理解がしづらいとのことのお声もあり、今後の課題として認識いたしました。

東京弁護士会の勉強会でADR研修を実施

平成31年2月23日、東京弁護士会所属の弁護士の先生方向けのADR研修をさせていただきました。弁護士会のADRとの違いや、家庭裁判所の調停との違いなどをお話させていただきました。当日は、離婚をはじめとする家事実務にご興味のある先生方にお集まりいただき、質問もたくさんいただくなど、大変盛り上がりしました。



内閣府主催のイベントでは、活動の意義が認められ、受賞者として登壇の機会をいただきました。イベント当日は、100人を超える方々にADRについてお話しさせていただきました。今回は、企業向けプレゼンということで、社員の福利厚生としての仲裁制度の活用についてご提案いたしました。



法務省の審査監督課の担当者様との合同研修も実施いたしました。まずは、法務省からADRの全体像をご説明いただき、当法人からは、離婚や相続といった家族問題におけるADRの活用と実際についてお伝えしました。

▼ 内閣府主催イベントで受賞・登壇

▼ 法務省合同研修(板橋区など)

区内外のDV会議への出席

ADRはスカイプなどを使った話し合いも可能です。そのため、同じ時間帯に同じ場所になくても調停が開けますので、DV事案など、ご夫婦揃っての話し合いが難しい方にも活用いただけます。足立区や港区をはじめ、各区のDV会議に参加する機会をいただき、DV事案におけるADRの活用についてご提案させていただきました。ご出席のみなさんは、地域の民生委員、警察関係者、DV相談員など様々でしたが、それぞれにご関心を持っていただきました。